

手話の出前講座を開催します

随時受け付けています。

新型コロナウイルス感染症関連の市長記者会見などで目にすることが多くなった手話。耳の聞こえない人にとって、手話は重要なコミュニケーション手段の一つです。

職場での研修、自治会や児童クラブなどさまざまな集まりの場で、手話に触れてみませんか。

耳の聞こえない人に対する理解や簡単な手話など、内容や日程はご要望に応じます。あわせて、障がい者差別解消法の概要や事例などを加えることもできます。

5人以上のグループであればOK! ご連絡をお待ちしています!

手話のミニ講座(初心者編)を開催します

初心者向けの1講座完結のミニ講座を開催します。初心者編では、あいさつと自己紹介の手話を中心に行います。「手話ってどういうもの?」「手話は初心者だけど、少しやってみたい」と思っている人、以前参加したけど忘れてしまった人など、どなたでもご参加ください。

◆日程・場所・申込期限

コース	日 程	会 場	申 込 期 限
A	5月14日(土) 10:00～11:30	市役所本庁(1階) くにびき大ホール (今市町70)	5月9日(月)
B	5月15日(日) 10:00～11:30		
C	5月28日(土) 10:00～11:30		5月20日(金)
D	5月29日(日) 10:00～11:30		



◆定員 各コース20人 (ただし、応募者が5人に満たない場合は開催しませんので、あらかじめご了承ください。)

◆参加費 無料 ◆対象者 出雲市にお住まいの方 (中学生以上)

◆申込方法 電話、FAX、メール、窓口受付のいずれか

申込み・おたすね/福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598 E-mail: fukushi@city.izumo.shimane.jp

手話をやってみよう!

今月は、「天気」です。

ぜひやってみてください!

出雲市 YouTube 公式チャンネルで動画も公開していますので検索してください。

「出雲市 YouTube やさしい手話」で



右手で頭に大きな弧を描きます

おたすね/福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598

声の広報・点字広報をご存知ですか。

「声の広報」は、視覚障がいの身体障がい者手帳をお持ちの人や目の不自由な人に、広報いずもやいずも市議会だよりの内容を音声にして CD でお届けするものです。

「点字広報」は点字に訳した冊子をお届けします。

ご希望の場合はお申し込みください。無料でお送りします。また身近に目の不自由な人がいらっしゃいましたら、この制度についてお伝えください。

	声の広報	点字広報
対象者	視覚障がいの身体障がい者手帳をお持ちの人、目の不自由な人	
負担金	無 料	
内 容	広報いずも・いずも市議会だより	
送付物	CD	点字に訳した冊子

申込み・おたすね/福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598 E-mail: fukushi@city.izumo.shimane.jp



介護保険通信



65歳以上の人へ 令和4年度介護保険料(仮徴収額)をお知らせします

4月中旬に今年度の仮徴収額の通知書を郵送しましたので、内容をご確認ください。

仮徴収額の算定方法

仮徴収とは、今年度の住民税課税状況等がまだ確定していないため、前年度(令和3年度)の住民税課税状況等をもとに仮で保険料段階を算定し、その年額のおおよそ2分の1を、4・6・8月の3回で納めていただくものです。その後、本徴収として、今年度(令和4年度)の住民税課税状況等をもとに確定した年額から仮徴収額を引いた残りの額を、3回に分けて納めていただきます。本徴収額は7月中旬ごろにお知らせする予定です。



特別徴収(年金天引)の場合の例 第4段階(年額67,600円)と算定された場合

令和3年度6期(2月) 11,200円	同額	令和4年度 仮徴収			※1期分は前年度6期分と同額 ※2・3期分は仮徴収額から1期分を引いた残りを2分の1ずつ
		1期(4月) 11,200円	2期(6月) 11,300円	3期(8月) 11,300円	
		仮徴収額=67,600円×2分の1=33,800円			

※上の例で、普通徴収(納付書納付・口座振替)の場合、1・2・3期分は仮徴収額の3分の1ずつ(33,800円×3分の1=11,200円ずつ)となります。

介護保険料年額表(令和4年度)

所得段階区分	対象者			保険料率(×基準額)	保険料年額	
	住民税課税状況		本人の前年所得等			
	本人	世帯員				
第1段階	生活保護の受給者			0.3	22,536円	
	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者			
課税年金収入額 + その他の 合計所得金額 (※)			80万円以下	0.45	33,804円	
			80万円超120万円以下	0.7	52,584円	
第2段階	課税	課税	80万円以下	0.9	67,608円	
第3段階			80万円超	基準額	75,120円	
第4段階	課税	-	合計所得金額 (※)	120万円未満	1.2	90,144円
第5段階				120万円以上190万円未満	1.3	97,656円
第6段階				190万円以上290万円未満	1.5	112,680円
第7段階				290万円以上400万円未満	1.7	127,704円
第8段階				400万円以上640万円未満	1.9	142,728円
第9段階				640万円以上800万円未満	2.2	165,264円
第10段階			800万円以上	2.4	180,288円	

※「合計所得金額」に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円(上限)を控除した金額を用います。

※「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から公的年金等に係る雑所得を差し引いた金額のことです。

※年間保険料を計算した結果、年額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

おたすね/高齢者福祉課 ☎21-6212